

平成29年2月企業団議会定例会会議録

会 期 2月20日（月曜日）午後2時00分～午後2時49分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出 席 議 員（10名）

1番	高 木 克 尚	2番	白 川 敏 明
3番	村 山 国 子	4番	須 貝 昌 弘
5番	粟 野 啓 二	6番	野 地 久 夫
7番	安 藤 喜 昭	8番	高 橋 一 由
9番	片 平 秀 雄	11番	高 橋 道 也

欠 席 議 員（1名）

10番 東海林 一 樹

地方自治法第121条による出席者

企 業 長	小 林 香	理 事	二本松市長代理 上下水道部長	安 齋 健 一	
理 事	伊達市長代理 上下水道部長	大 橋 留 政	理 事	桑 折 町 長	高 橋 宣 博
理 事	国 見 町 長	太 田 久 雄	理 事	川俣町長職務代理者 川俣町副町長	伊 藤 智 樹
代表監査委員	高 村 一 彦	事 務 局 長	今 泉 繁		
次 長 兼 施設管理課長	佐 藤 保 彦	総 務 課 長	柳 澤 正 俊		

事務局出席者

総 務 課 課長補佐兼 総務経理係長	渡 邊 明 範	施 設 管 理 課 課長補佐兼 施設第二係長	丹 治 朝 輝
総 務 課 契約管財係長	菅 野 幸 夫	施 設 管 理 課 施設第一係長	黒 澤 英 夫
施 設 管 理 課 水質管理係長	渡 辺 裕 志	総 務 課 主 査	二階堂 信
総 務 課 主 査	茂 木 強	総 務 課 主 査	藁 谷 明 洋

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議席の指定
- (5) 議案第1号、第2号の提出
- (6) 提案理由の説明
- (7) 一般質問
- (8) 討論、採決

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第1号 平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第2号 平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

午後2時 00分 開 会

議長（高木克尚）定足数に達しておりますので、これより2月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

11番を仮議席として指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

6番、野地久夫議員、9番、片平秀雄議員を指名いたします。

この際、ご報告いたします。10番、東海林一樹議員より所用のため、本日1日間、欠席届けがありました。

会期の決定をいたします。

会期は、本日、2月20日の1日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議ございませんので、会期は2月20日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めするため、会期中、必要と認める執行機関の職員の出席を求めるといたします。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、11番、高橋道也議員を指定いたします。

ただいま企業長より、議案の提出がありました。

議案はお手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

日程に従い、議案第1号及び第2号を一括して議題といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（高木克尚）企業長。

【企業長（小林 香）登壇】

企業長（小林 香）本日、ここに、2月企業団議会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算等の議案2件でございますが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告したいと存じます。

第2期事業運営計画の初年度であります平成28年度も、1年を経過するところでございますが、水管橋耐震化補強事業のうち、残る小川水管橋ほか耐震化補強工事について、年度内に完了見込みであり、計画は概ね順調に実施されており、これもひとえに、皆様方のご理解とご支援の賜物と、深く感謝申し上げます次第でございます。

次に、今回提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第1号平成 28 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましては、原子力損害賠償金の収入及び職員の給与改定により、収益的収支において、収入及び支出の予算を増額するものでございます。

議案第2号平成 29 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましては、業務の予定量を、年間総給水量 3,944 万 300 立方メートルと見込み、第4期財政計画に基づき、事務の効率化を図り、経費の削減に意を用いながら、予算編成したものでございます。

以上が、提出議案の概要でございますが、詳細につきましては、事務局より説明させますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（今泉 繁） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

【事務局長（今泉 繁）登壇】

事務局長（今泉 繁） それでは、お手もとの議案書等に従いまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。議案は、第1号、第2号の2議案となっております。議案第1号が平成 28 年度補正予算、議案第2号が平成 29 年度予算でございます。

各議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。はじめに、議案第1号平成 28 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算第2号につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算は、第1条から第4条までとなっております。まず、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして、2,448 万 2,000 円を増額いたし、支出におきまして、169 万 7,000 円を増額いたすものでございます。

2ページをお開き願います。第3条、継続費でございますが、中央監視制御設備更新事業の継続費年割額におきまして、平成 28 年度変更前の額3億 7,800 万円を3億 2,400 万円に、平成 29 年度変更前の額6億 4,800 万円を7億 200 万円に変更するものでございます。

次に、第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、給与費 169 万 7,000 円を増額いたすものでございます。以上が議案第1号の内容でございますが、詳細は、別冊の平成 28 年度補正予算説明書によりご説明申し上げます。

平成 28 年度補正予算説明書の2ページをお開き願います。補正予算の内容は、収益的収支の収入におきまして、原子力損害賠償金の収入により営業外収益 2,448 万 2,000 円を増額いたしますとともに、支出におきまして、給与改定により営業費用 169 万 7,000 円を増額いたすものでございます。

3ページは補正予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道用水供給事業収益、第2項の営業外収益におきまして、東京電力からの原子力損害賠償金収入に伴いまして、雑収益 2,448 万 2,000 円を増額いたすものでございます。

次に、支出でございますが、第1款水道用水供給事業費用、第1項の営業費用におきまして、職員の派遣元であります福島市と伊達市の給与改定によりまして原水及び浄水費 55 万 8,000 円、送水費 44 万 4,000 円、総係費 69 万 5,000 円を増額いたすものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。補正予定キャッシュ・フロー計算書でございます。補正後の資金期末残高は、一番下に示しましたとおり、69億374万1,000円となる見込でございます。

5ページから6ページは、給与費明細書でございます。詳細は記載のとおりでございますので、ご参照願います。

7ページは、継続費に関する調書でございますが、議案で説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。8ページから9ページは、補正予算説明でございますが、これは、収益的収入及び支出の補正額につきまして、節ごとに説明いたしましたものでございます。詳細は記載のとおりでございます。

ここで、議案書にお戻りいただきまして、3ページをお開き願います。議案第2号平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算は第1条から第7条まででございます。平成29年度予算は、第2条、業務の予定量にありますとおり、年間総給水量を3,944万300立方メートルと予定しているところでございます。第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては、第1款水道用水供給事業収益45億2,623万2,000円を、支出におきましては、第1款水道用水供給事業費用47億3,827万4,000円を予定しているところでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出でございますが、支出におきまして、第1款資本的支出25億5,669万8,000円を予定しているところでございます。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25億5,669万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金25億1,685万円、並びに過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,984万8,000円で補てんするものでございます。

第5条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、流用できる範囲を、営業費用と営業外費用との間と定めたものでございます。これは、目間流用で対処できない場合、項間流用で対応するためのものでございまして、消費税確定により予算超過した場合等が想定されます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、給与費及び交際費でございます。詳細はそれぞれ記載のとおりでございます。

第7条、たな卸資産購入限度額でございますが、これは、緊急修繕用資材を貯蔵品として購入するため、購入限度額を、482万9,000円と定めたものでございます。

以上が議案第2号の内容でございますが、詳細は、別冊平成29年度予算説明書によりご説明申し上げます。

予算説明書の3ページをお開き願います。Iの重要な会計方針に係る事項に関する注記でございますが、ここでは、固定資産の減価償却方法など、1つの会計事実に複数の会計処理の方法が認められているものにつきまして、当企業団が採用した会計処理の方法を明らかにしているものでございます。

1に示しましたとおり、固定資産の減価償却の方法は、有形固定資産、無形固定資産ともに、定額法でございます。

次に、2に示しましたとおり、引当金の計上方法は、賞与引当金、法定福利費引当金ともに、30年度

支給、支出見込額のうち 29 年度の負担に属する額を計上してございます。

3に示しましたとおり、消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式でございます。

Ⅱの予定貸借対照表等に関する注記でございますが、ここでは、1、引当金の取り崩しといたしまして、賞与及び法定福利費につきまして、29 年度の支出額が明らかになるように、引当金の取崩額を明記しているものでございます。額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。4ページから6ページは予算実施計画でございます。要点をご説明申し上げます。

4ページ、収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道用水供給事業収益としまして、45 億 2,623 万 2,000 円を予定しているところでございます。その内訳は、第1項営業収益と第2項営業外収益でございます。第1項営業収益は、給水料金及び水質検査手数料等でございます。第2項営業外収益は、預金利息、国庫補助金、長期前受金戻入等でございます。国庫補助金は、水道水等の放射性物質検査に対する国からの交付金を見込んだものでございます。長期前受金戻入は、国庫補助金等で取得しました固定資産の 29 年度の減価償却費相当分を収益化するものでございます。

5ページは、支出でございますが、第1款水道用水供給事業費用として、47 億 3,827 万 4,000 円を予定しているところでございます。その内訳は、第1項営業費用から第3項予備費まででございます。第1項営業費用は、第1目議会費から第7目資産減耗費まででございます。第2項営業外費用は、支払利息及び消費税でございます。その他、詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出でございますが、第1款資本的支出として、25 億 5,669 万 8,000 円を予定しているところでございますが、中央監視制御設備の更新、水質検査機器の更新等に係る事業費であります工事請負費、工具器具及び備品の購入費、並びに企業債償還金等の支出でございます。

次に、7ページ、予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、資金繰りの状況等を明らかにするため、業務活動、投資活動、財務活動に区分いたしまして、それぞれの現金の動きを作成してございます。予定キャッシュ・フローによる資金期末残高は、一番下に示しましたとおり、60 億 3,383 万 9,000 円と見込んだものでございます。詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。8ページから 12 ページは給与費明細書でございます、記載のとおりでございます。

次に、13 ページは、継続費に関する調書でございます、記載のとおりでございます。

続きまして、14 ページをお開き願います。14 ページ及び 15 ページは、平成 28 年度末の予定損益計算書でございます。これは、年度末に予想される企業団の1年間の経営成績を表したものでございます。平成 28 年度の損益状況は、税抜き 3 億 6,178 万 1,000 円の純損失を見込み、その結果、平成 28 年度末の未処理欠損金は、13 億 8,296 万 1,000 円と見込んだものでございます。

続きまして、16 ページをお開き願います。16 ページ及び 17 ページは、平成 28 年度末の予定貸借対照表でございますが、年度末の企業団の財政状況を見込んだもので、平成 28 年度末における資産合計及び負債資本合計は、1,070 億 8,562 万 8,000 円となるものでございます。

続きまして、18 ページをお開き願います。18 ページ及び 19 ページは、平成 29 年度末の予定貸借対照表でございます。平成 29 年度予算に基づく経営活動により、想定される財政状況を表したものでございます。平成 29 年度末における資産合計及び負債資本合計は、1,039 億 2,630 万 4,000 円となるものでございます。

続きまして、20 ページをお開き願います。20 ページから 28 ページまでの予算説明は、予算の収入及び支出を節別に表したほか、前年度当初予算と対比した表でございます。詳細は記載のとおりでございます。

議案の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高木克尚） 日程に従い、これより一般質問に入ります。

通告者は5番、栗野啓二議員、8番、高橋一由議員です。

順序に従い、発言を許します。

5番、栗野啓二議員。

5番（栗野啓二） 議長、5番。

議長（高木克尚） 5番。

5番（栗野啓二） 平成 29 年度予算編成についてお尋ねしたいと思います。平成 29 年度の予算編成にあたり企業長の考え方についてお伺いいたします。

企業長（小林 香） 議長、企業長。

議長（高木克尚） 企業長。

企業長（小林 香） お答えいたします。

平成 29 年度予算編成にあたりましては、安全、安心でおいしい水を、安定的に供給するという企業団の使命に込めていくため、第2期事業運営計画及び第4期財政計画との整合性を十分検証するとともに、コスト意識を念頭に、経営の基本原則である企業努力と公共の福祉の増進に努め、長期的かつ総合的な観点から、事業の必要性、投資効果、緊急度、優先度等十分検討を行い編成したものでございます。

5番（栗野啓二） 議長、5番。

議長（高木克尚） 5番。

5番（栗野啓二） 次に、平成 29 年度における、主な事業についてお尋ねいたします。

事務局長（今泉 繁） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

事務局長（今泉 繁） お答えいたします。

平成 29 年度の主な事業としましては、施設更新計画に基づき3か年の継続事業の2年目として実施しております、すりかみ浄水場中央監視制御設備工事や、セキュリティを強化するための場外施設監視カメラ設置工事のほか、計量法に基づく検定が必要な受水池流量計の修繕工事や、長寿命化を図るための水管橋塗装修繕工事など計画的かつ効率的な維持管理の事業を実施して参る考えでございます。

5 番（栗野啓二）議長、5 番。

議長（高木克尚）5 番。

5 番（栗野啓二）平成 29 年度末における企業債残高及び今後の償還の見通しについて伺います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

平成 29 年度末の企業債残高につきましては、173 億 8,658 万 1,000 円を見込んでおります。

なお、今後の償還につきましては、新たな借入れを予定していないことから、平成 47 年度には企業債の償還が終了する見通しでございます。

5 番（栗野啓二）議長、5 番。

議長（高木克尚）5 番。

5 番（栗野啓二）次に、内部留保資金について伺いますが、今後の内部留保資金のキャッシュ・フロー計算書によれば、平成 29 年度の資金減少額が約 8 億 6,900 万円の減となると、多額の減少となりうるものでございますが、いわゆる内部留保資金の今後の見通しについて伺います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

内部留保資金につきましては、将来の施設更新や企業債償還へ充当される重要な財源であります。第 4 期財政計画では、料金算定期間を平成 28 年度から平成 36 年度までの 9 年間とし、9 年間で収支均衡を図り、料金の低廉化に努めたところでございます。

このことにより、平成 28 年度から平成 33 年度までの 6 年間は純損失を見込んでおります。内部留保資金は、平成 27 年度末の見込額が 73 億円程度であったものが、平成 33 年度末で 49 億円程度まで減少するものの、料金算定期間の最終年度である平成 36 年度末には 57 億円程度まで回復する見通しでございます。

5 番（栗野啓二）議長、5 番。

議長（高木克尚）5 番。

5 番（栗野啓二）なかなか厳しい財政状況というふうに予定されております。次に企業団の第 4 期の財政計画が行われているようなのですが、企業団の運営の考え方についてお伺いいたします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

今後の企業団運営の考え方につきましては、2 年目を迎えます第 2 期事業運営計画及び第 4 期財政計画を基本として運営を行って参ります。給水量の減少など厳しい経営環境を踏まえながら、限られた財源を有効に活用し、健全経営に努め、値下げした現行料金を維持しながら、安全、安心でおいしい水の安定供給に努めて参る考えでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）ありがとうございました。次に福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定についてお伺いいたします。いわゆる63協定のあり方についての検討状況についてお伺いいたします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

63協定のあり方につきましては、構成市町の副首長による検討委員会、さらに、水道担当課長等による幹事会の設置により、外部有識者の意見も求めながら、4回の委員会と、7回の幹事会において協議検討が行われたところでございます。協議検討の経過及び結果につきましては、去る2月6日の理事会において、あり方検討委員会委員長から報告書として提出があったものでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）本来であれば、平成28年度末を目標にですね、検討されることだったというふうにも私も認識しておるんですが、この検討結果についてお伺いいたします。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（高木克尚）企業長。

企業長（小林 香）63協定のあり方検討委員会における検討結果につきましては、委員会報告をどのように受け止め、どのように対処すべきか、理事会において協議中でございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）ありがとうございました。この関係があると思いますので次の質問にいきますが、第4期財政計画の推進にあたりですね、構成団体3市3町になりますが、摺上川ダム参画水量の達成が非常に大切だと思います。企業団からどのような要請をされているのかお伺いいたします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

構成団体においては、自己水源の廃止を含めて積極的に受水量の拡大に努めていただいているところでございますが、人口減少や節水機器の普及により、水需要は減少傾向にあり、構成団体3市3町のいるところでの受水量と摺上川ダム参画水量との乖離は大きい状況にございます。構成団体の受水量の減少は、企業団の給水原価の上昇につながることから、低廉な給水料金とするためにも、各構成団体の水需要維持、拡大に対する取り組みが重要であり、理事会や水道担当課長会議におきまして、事例紹介や情報交換の場を設け、取り組みの一層の推進をお願いしてきたところでございます。企業団といたしましても、水道週間に併せた浄水場公開やホームページ等で水道水の安全性、おいしさのPRに努め、今後も、構成団体と一体となり、安全、安心でおいしい水の利用拡大に向けた取り組みを

行って参ります。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）ありがとうございました。まあ厳しい、数字的にも乖離があるということでした。最後に意見を述べさせていただきまして終わりたいと思いますが、先ほどの答弁の中であり方検討委員会、残念ながら内容的には、理事会で審議中ということでございます。63協定のあり方は、企業団の根幹に関わる大変重要な部分であると認識しております。議会におきましてもですね、企業団経営に資する大変参考になると思われまますので、我々企業団議員に対してもですね、その内容報告につきましても、なるべく早くお示しいただきたいということの意見を述べまして質問を終わります。

議長（高木克尚）以上で、栗野啓二議員の質問を終わります。

次に、8番、高橋一由議員の発言を許します。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）それでは、今期定例会におきます、一般質問をさせていただきます。通告は1点でありまして、今ほど栗野議員からもお話がありました福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定書に関することございまして、これは昭和63年6月1日に先ほど事務局長さんからもご説明があったとおり、企業長並びに副企業長さん等が押印されまして交わされた協定書でございます。私ずっとこの水企業団議会議員になってから発言を続けさせていただいておりますのは、その中の第5条、用水料金の算出というのがございまして、第5条、用水料金は地域格差のない統一料金をとすることとし、その算出においては、総括原価主義を基本として検討するものとするということで、私は昭和60年に伊達町議会議員になりまして現在に至っておりますが、当時の状況を知る議員はほとんど皆無、希少な間もなく地球上から失ってしまう存在の議員になりつつありますけども、まあそういうことも含めまして、当時のことをちょっと振り返ってみますと、各町ともにいろんな努力をしてきた経過があります。さらに当時、ダムからの水を供給する企業団として国、県の指導があつてですね、当時の建設省、今の国土交通省からは日産30万立方メートルが望ましいと指導があつて、さらには今の厚生労働省からは20万立方メートルが適切だという、国が2つの指導をしてきたというばらつきがでまして、さっそく県が間に入って来てですね、るる協議の結果、間をとってはどうかということになったそうです。25万立方メートルというのが1つの指数として示されまして、あまりにもちょうどすぎないかということで、みなさんご存知のこの企業団は日産24万9,000立方メートルで契約して給水可能な日産量として確保して生まれた経緯と伺っております。さらには、24万9,000立方メートルは厚労省からすれば、日産4万9,000立方メートル多いわけです。そうなると、県を通じ市町村が悩んでですね、それぞれその4万9,000立方メートルを埋めるべく、街づくり論に入っていったというふうに理解しています。私が当時、新米で担当、所属してました伊達町議会も10,000人に満たない町であったにもかかわらず、17,000人の町づくりというのが急に出てきてですね、驚いたのを今でも記憶しております。そして、今一緒になっている5町それぞれにですね、努力をしてできるだけ理解されるような数字の中で、もちろんその人口増も見越して計画を作ります

と、この企業団に対する負担金も増えるわけですね。それは参画水量ということで、それぞれの町が負担金を多めに抱えながらですね、24万9,000立方メートルを数値化しようという努力をされたというふうに理解しているつもりです。そこで実際に行く場合、この協定書が交わされたということです。私ども当時から関わる議員としては、議長が議会に出るというルールが基本的にあったものですから、議長が何期も継続する方はなかなかなくてですね、その都度代わってしまうものですから、なかなかそのことが上手に継承できなかったというのも含めてですね、今一緒に議会に議会議員として来ている皆様方にもなかなか理解しづらい状況下のものがずっと課題になってきているということで、古い私が発言するのが最も適切かなということで勝手に代表するような気持ちで常に発言を継続させていただいてきたというのが、私の心情であります。その中でやはり、負担金は思うよりも多めに出してきたという思いもあってですね、いずれはやはり同じ料金で始まるときには進めてほしいという思いがこもっているというのが、この第5条の地域格差のない統一料金とするという当時の福島市の市長さん、そして各町の町長さんたちの思い入れがあったのだらうと私は理解しております。何度も何度も発言を繰り返しておりますが、いずれ結論を出したいと思います。という前向きなお話をいただきながらずっと推移をしてきているわけですが、私も合併と同時に議長他1名ということでずっと参加させていただいておりますが、10年が経過しようとしておりますが、その間も折に触れ発言をさせていただいてきておりますが、主として大きな変化がないということから、先般、司法判断を求めて結論を出してもらおうというのはいかがかという発言まで踏み込ませていただきました。その中で年度内には結論を出したいというふうに思っていますというのが、今年度末なのかなというふうに思っておりました。先ほど栗野議員からもお話いただきましたように、主たる主な経過につきましては、お尋ねしたということでございますが、改めまして状況、現況について私の方からもお尋ねをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

企業長（小林 香） 議長、企業長。

議長（高木克尚） 企業長。

企業長（小林 香） お答えいたします。

統一料金に関する検討につきましては、63協定のあり方検討委員会の中で検討することとしておりまして、外部有識者の意見も求めながら、4回の委員会と、7回の幹事会において協議検討が行われました。取りまとめられた委員会報告は、去る2月6日の理事会において、委員長から提出があったものでございます。委員会における検討結果につきましては、委員会報告をどのように受け止め、どのように対処すべきか、理事会において協議中でございます。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（高木克尚） 8番。

8番（高橋一由） その委員会報告なるものは、ここでは若干、大枠ではご説明するわけにはいきませんか。もし可能であればいいんですが伺いたいと思います。

事務局長（今泉 繁） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

事務局長（今泉 繁） 再質問にお答えいたします。

委員会における検討結果につきましては、理事会において協議中でございますので、ご了承願います。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）住民代表である私たちは知る権利があるんですが、それでは理事会に諮る前の委員会が結論を出す前までの部分を知っているところでお話をいただきたい。決めて理事会にお渡ししたところで協議中だから話せないということであれば、その前までの部分で知っているところを、事務局長が知っていることを教えていただきたい。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（今泉 繁）同じ答弁になりますが、理事会の中でですね中身の方をこれから協議するということになっておりますので内容についても今、私の方から申し上げることはできないということでご了承願います。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）それでは何のために議員になってここに来て質問してんだかわかりませんよ。ガラス張りでない。今までどういう経過で、こういうようなことで概ねこんなことで理事会に報告になっているということでもない全然つんぼ敷で情報開示されない。情報開示請求でもするようじゃないですか。もう少し開かれた議会であってほしいし、執行部であってほしいというふうに思います。まあ、現段階で企業長の句弁、議会答弁がそこで決定されていることのようなことでありますから、今回これ以上はやめますができるだけその、私も何度も申し上げてきた方向性の中でご理解を頂けたことを、理事会でも協議していただけるというふうに思っておりますので、最後に企業長からどういう考え方で進められようとしていくのかお尋ねをしておきたいと思います。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（高木克尚）企業長。

企業長（小林 香）すみません。もう一度今の質問をわかりやすく、何を答えるべきなのかちょっと、もう一度すみませんをお願いします。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）いずれ委員会からの報告を受けて、企業長を中心として理事会が開かれて最終的に確定するということですので、その委員会報告を受けた中でどういった判断を持って企業長としてはリーダーシップを発揮されて方向性を見出して結論を出される考え方を、その考え方についてお尋ねをしておきたいということです。統一料金ということに関しての結論を出していただくということでございますので、63協定という全体がありますけども、主として私は5条の統一料金についての思いをずっと発言してきて、そのことによって開かれた会議の委員会が報告になっているということでの企業長とし

でリーダーシップを発揮して理事会なりなんなり開いて結論を出されるということですので、そこにあって、どういう考え方で基本的にいかれるかっていうことを、議会としてお尋ねをしておきたいということでございます。

企業長（小林 香） 議長、企業長。

議長（高木克尚） 企業長。

企業長（小林 香） お答えします。

委員会報告につきまして、委員会自体は、各構成団体の副首長をメンバーとするものでございまして、それぞれ責任ある立場においてこの議論がなされたものと理解しております。そしてそれをこの、理事会において提出いただいたわけでございますけれども、実はその理事会メンバーにおいて、その報告書をどのように受け止め、どのように対処すべきなのか、そこを議論していきたいというような意見が理事会構成委員から出されておりますので、企業長としては、それを受けてですね、そのように対応せざるを得ないというところでございます。ご理解いただければと思います。

8 番（高橋一由） 議長、8 番。

議長（高木克尚） 8 番。

8 番（高橋一由） わかりました。できるだけ住民サイド、議会側の意に沿った形で結論を出していただければというふうに思っております。なお、議員として議会議長にお願いをしておきたいと思うんですが、情報がわかり次第、議会も全員協議会を開いていただくなり、何らかの処置を進めていただくことを、栗野議員もそれに近いようなことをおっしゃられたというふうに感じておりましたので、併せて私の方からもお願いしまして、質問を終了したいと思います。

議長（高木克尚） 以上で高橋一由議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問を終結いたします。

これより、討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 47 分 **休 憩**

午後 2 時 48 分 **再 開**

議長（高木克尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 1 号 平成 28 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（高木克尚） 起立多数。

よって、議案第 1 号につきましては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成 29 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算
につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（高木克尚） 起立多数。

よって、議案第2号につきましては原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員